

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年11月26日(2009.11.26)

【公開番号】特開2008-115111(P2008-115111A)

【公開日】平成20年5月22日(2008.5.22)

【年通号数】公開・登録公報2008-020

【出願番号】特願2006-299873(P2006-299873)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/92	(2006.01)
A 6 1 K	8/55	(2006.01)
A 6 1 K	8/04	(2006.01)
A 6 1 K	8/37	(2006.01)
A 6 1 K	8/39	(2006.01)
A 6 1 K	8/97	(2006.01)
A 6 1 K	8/98	(2006.01)
A 6 1 K	8/67	(2006.01)
A 6 1 K	8/60	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/36	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/92
A 6 1 K	8/55
A 6 1 K	8/04
A 6 1 K	8/37
A 6 1 K	8/39
A 6 1 K	8/97
A 6 1 K	8/98
A 6 1 K	8/67
A 6 1 K	8/60
A 6 1 Q	19/00
A 6 1 K	8/36

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月14日(2009.10.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1) 硬化菜種油と、2) リン脂質とを含有する乳化剤形の化粧料であって、前記硬化菜種油の含有量が1~10質量%であり、且つ、前記菜種油の含有量に対して、リン脂質の含有量が1~20質量%であることを特徴とする、化粧料。

【請求項2】

前記リン脂質は、水酸化レシチンであることを特徴とする、請求項1に記載の化粧料。

【請求項3】

予め、硬化菜種油とリン脂質とを加熱溶解させて、溶媒和した状態の複合体を作製し、かかる後に、これを極性油からなる希釈剤で希釈し、予め溶解してある他の油相成分の混合

物に加えて作製されることを特徴とする、請求項 1 又は 2 に記載の化粧料。

【請求項 4】

前記希釈剤は、セチルアルコール、グリセリン、ネオペンチルグリコール及びペンタエリスリトールから選択されるアルコールと、2-エチルヘキサン酸とのエステルであることを特徴とする、請求項 1 ~ 3 何れか 1 項に記載の化粧料。。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

化粧料に於いて、その使用によって、肌の柔軟性が増加することは、好ましい現象であり、化粧料の有益な作用の一つに数えられている。この様な肌の柔軟性を測定する手段としても、公知の方法が存し、且つ、既にこの方法を利用した、市販の機器が存する。(例えば、特許文献 1、特許文献 2、特許文献 3 を参照) しかしながら、どのような化粧料がこの様に肌を柔軟にする作用に優れているのかは全く知られておらず、その要因もつかめていないのが現状であった。即ち、これらの因子の少なくとも一部を明らかにし、趣旨に添った、肌を柔軟化する作用を有する化粧料を設計する手段の開発が望まれていたと言える。肌の柔軟性を向上させることは、肌の表面を滑らかにすることとは異なる。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

【特許文献 1】特開 2 0 0 6 - 6 5 4 1 号公報

【特許文献 2】特開 2 0 0 5 - 3 4 8 9 9 1 号公報

【特許文献 3】特開 2 0 0 5 - 2 2 0 0 8 4 号公報

【特許文献 4】特開 2 0 0 5 - 2 2 0 1 1 9 号公報

【特許文献 5】特開 2 0 0 5 - 8 5 9 1 号公報

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

(1) 1) 硬化菜種油と、2) リン脂質とを含有する乳化剤形の化粧料であって、前記硬化菜種油の含有量が 1 ~ 10 質量 % であり、且つ、前記菜種油の含有量に対して、リン脂質の含有量が 1 ~ 20 質量 % であることを特徴とする、化粧料。

(2) 前記リン脂質は、水酸化レシチンであることを特徴とする、(1) に記載の化粧料。

(3) 予め、硬化菜種油とリン脂質とを加熱溶解させて、溶媒和した状態の複合体を作製し、かかる後に、これを極性油からなる希釈剤で希釈し、予め溶解してある他の油相成分の混合物に加えて作製されることを特徴とする、(1) 又は (2) に記載の化粧料。

(4) 前記希釈剤は、セチルアルコール、グリセリン、ネオペンチルグリコール及びペンタエリスリトールから選択されるアルコールと、2-エチルヘキサン酸とのエステルであることを特徴とする、(1) ~ (3) の何れかに記載の化粧料。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

(2) 本発明の化粧料の必須成分であるリン脂質

本発明の化粧料は、必須成分としてリン脂質を含有することを特徴とする。前記リン脂質としては、通常化粧料等で使用されるものであれば特段の限定はなく、例えば、レシチン、フォスファチジン酸、フォスファチジルグリセロール、フォスファチジルエタノールアミン、フォスファチジルイノシトール、フォスファチジルセリン或いはこれらのリゾ体が好ましく例示でき、これらの中ではレシチンの不飽和結合を酸化しジヒドロキシ体とした水酸化レシチンが特に好ましい。これらのリン脂質は、ダイズ、鶏卵の卵黄、哺乳動物の脳などから抽出、精製することによって得ることが出来る。この様な物には既に化粧料原料として市販しているものが存し、かかる市販品を購入して利用することが出来る。例えば、水酸化レシチンであれば、ダイズを基源とする、水酸化レシチンとグリセリンの等量混合物である、「NIKKOL レシノール SH50」(日本サーファクタント工業株式会社製)等が好ましく例示できる。これらのリン脂質は、唯一種を含有することも出来るし、二種以上を組み合わせて含有させることも出来る。かかる成分は、乳化系に於いて、前記他方の必須成分である、硬化菜種油とともに働いて、肌の柔軟性を向上させる作用を有する。この様な作用を奏するためには、かかるリン脂質は、総量で化粧料全量に対し、0.01~2質量%含有することが好ましく、0.05~1質量%含有することがより好ましい。これは少なすぎても、又、多すぎても前記効果を奏さない場合が存するためである。尚、本発明の化粧料の必須成分である、前記硬化菜種油と、リン脂質とは、本発明の化粧料を製造するに際し、予め、充分に相互に溶媒和させた状態で油相成分全体に、均一に分散させるのが好ましく、この為には、溶融状態で硬化菜種油と、リン脂質とを予め良く混合し、溶媒和した状態の一種の複合体を形成させ、かかる後に、かかる複合体との相溶性のよい、極性油で希釈し、かかる後のこれら以外の油相成分と混合する過程を経て製造することが好ましい。前記希釈のための極性油としては、セチルアルコール、グリセリン、ネオペンチルグリコール及びペントエリスリトールから選択されるアルコールと、2-エチルヘキサン酸とのエステルが好ましく、該希釈のための極性油剤と前記複合体の混合比は、1:2~2:1が好ましい。前記の希釈のための極性油の市販品としては、例えば、2-エチルヘキサン酸セチルエステルである、「セチオールSN-1」(コグニスジャパン株式会社製)、テトラ(2-エチルヘキサン酸)ペントエリスリットである、「セチオールPEEH4」(コグニスジャパン株式会社製)、2-エチルヘキサン酸トリグリセリドである、「ノムコートTIO」(日清オイリオグループ株式会社製)、ネオペンチルグリコール-2-エチルヘキサン酸ジエステルである、「コスモール525」(日清オイリオグループ株式会社製)等が好適に例示できる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明の化粧料に於いては、これまで述べてきた成分以外に、通常化粧料で使用される任意成分を、本発明の効果を妨げない範囲で含有することが出来る。この様な任意成分としては、例えば、マカデミアナッツ油、アボカド油、トウモロコシ油、オリーブ油、硬化されていないナタネ油、ゴマ油、ヒマシ油、サフラワー油、綿実油、ホホバ油、ヤシ油、パーム油、液状ラノリン、硬化ヤシ油、硬化油、モクロウ、硬化ヒマシ油、ミツロウ、キヤンデリラロウ、カルナウバロウ、イボタロウ、ラノリン、還元ラノリン、硬質ラノリン、ホホバロウ等のオイル、ワックス類；流動パラフィン、スクワラン、ブリスタン、オゾケライト、パラフィン、セレシン、ワセリン、マイクロクリスタリンワックス等の炭化水素類；オレイン酸、イソステアリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸、ステ

アリン酸、ベヘン酸、ウンデシレン酸等の高級脂肪酸類；セチルアルコール、ステアリルアルコール、イソステアリルアルコール、ベヘニルアルコール、オクチルドデカノール、ミリスチルアルコール、セトステアリルアルコール等の高級アルコール等；パルミチン酸セチル、ステアリン酸セチル、イソオクタン酸セチル、ミリスチン酸イソプロピル、イソステアリン酸ヘキシルデシル、アジピン酸ジイソプロピル、セバチン酸ジ-2-エチルヘキシル、乳酸セチル、リンゴ酸ジイソステアリル、ジ-2-エチルヘキサン酸エチレングリコール、ジカプリン酸ネオペンチルグリコール、ジ-2-ヘプチルウンデカン酸グリセリン、トリ-2-エチルヘキサン酸トリメチロールプロパン、トリイソステアリン酸トリメチロールプロパン等の合成エステル油類；ジメチルポリシロキサン、メチルフェニルポリシロキサン、ジフェニルポリシロキサン等の鎖状ポリシロキサン；オクタメチルシクロテトラシロキサン、デカメチルシクロペンタシロキサン、ドデカメチルシクロヘキサンシロキサン等の環状ポリシロキサン；アミノ変性ポリシロキサン、ポリエーテル変性ポリシロキサン、アルキル変性ポリシロキサン、フッ素変性ポリシロキサン等の変性ポリシロキサン等のシリコーン油等の油剤類；脂肪酸セッケン（ラウリン酸ナトリウム、パルミチン酸ナトリウム等）、ラウリル硫酸カリウム、アルキル硫酸トリエタノールアミンエーテル等のアニオン界面活性剤類；塩化ステアリルトリメチルアンモニウム、塩化ベンザルコニウム、ラウリルアミンオキサイド等のカチオン界面活性剤類；イミダゾリン系両性界面活性剤（2-ココイル-2-イミダゾリニウムヒドロキサイド-1-カルボキシエチロキシ2ナトリウム塩等）、ベタイン系界面活性剤（アルキルベタイン、アミドベタイン、スルホベタイン等）、アシルメチルタウリン等の両性界面活性剤類；ソルビタン脂肪酸エステル類（ソルビタンモノステアレート、セスキオレイン酸ソルビタン等）、グリセリン脂肪酸類（モノステアリン酸グリセリン等）、プロピレングリコール脂肪酸エステル類（モノステアリン酸プロピレングリコール等）、硬化ヒマシ油誘導体、グリセリンアルキルエーテル、POEソルビタン脂肪酸エステル類（POEソルビタンモノオレエート、モノステアリン酸ポリオキエチレンソルビタン等）、POEソルビット脂肪酸エステル類（POE-ソルビットモノラウレート等）、POEグリセリン脂肪酸エステル類（POE-グリセリンモノイソステアレート等）、POE脂肪酸エステル類（ポリエチレングリコールモノオレート、POEジステアレート等）、POEアルキルエーテル類（POE2-オクチルドデシルエーテル等）、POEアルキルフェニルエーテル類（POEノニルフェニルエーテル等）、ブルロニック型類、POE・POPアルキルエーテル類（POE・POP2-デシルテトラデシルエーテル等）、テトロニック類、POEヒマシ油・硬化ヒマシ油誘導体（POEヒマシ油、POE硬化ヒマシ油等）、ショ糖脂肪酸エステル、アルキルグルコシド等の非イオン界面活性剤類；ポリエチレングリコール、グリセリン、1,3-ブチレングリコール、エリスリトール、ソルビトール、キシリトール、マルチトール、プロピレングリコール、ジプロピレングリコール、ジグリセリン、イソブレングリコール、1,2-ペニタンジオール、2,4-ヘキサンジオール、1,2-ヘキサンジオール、1,2-オクタンジオール等の多価アルコール類；ピロリドンカルボン酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム等の保湿成分類；表面を処理されていても良い、マイカ、タルク、カオリノン、合成雲母、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、無水ケイ酸（シリカ）、酸化アルミニウム、硫酸バリウム等の粉体類；表面を処理されていても良い、ベンガラ、黄酸化鉄、黒酸化鉄、酸化コバルト、群青、紺青、酸化チタン、酸化亜鉛の無機顔料類；表面を処理されていても良い、雲母チタン、魚鱗箔、オキシ塩化ビスマス等のパール剤類；レーキ化されていても良い赤色202号、赤色228号、赤色226号、黄色4号、青色404号、黄色5号、赤色505号、赤色230号、赤色223号、橙色201号、赤色213号、黄色204号、黄色203号、青色1号、緑色201号、紫色201号、赤色204号等の有機色素類；ポリエチレン末、ポリメタクリル酸メチル、ナイロン粉末、オルガノポリシロキサンエラストマー等の有機粉体類；パラアミノ安息香酸系紫外線吸収剤；アントラニル酸系紫外線吸収剤；サリチル酸系紫外線吸収剤；桂皮酸系紫外線吸収剤；ベンゾフェノン系紫外線吸収剤；糖系紫外線吸収剤；2-(2'-ヒドロキシ-5'-t-オクチルフェニル)ベンゾトリシアゾール、4-メトキシ-4'-t-ブチルジベンゾイルメタン等

の紫外線吸収剤類；エタノール、イソプロパノール等の低級アルコール類；ビタミンA又はその誘導体、ビタミンB₆塩酸塩、ビタミンB₆トリパルミテート、ビタミンB₆ジオクタノエート、ビタミンB₂又はその誘導体、ビタミンB₁₂、ビタミンB₁₅又はその誘導体等のビタミンB類；-トコフェロール、-トコフェロール、-トコフェロール、ビタミンEアセテート等のビタミンE類、ビタミンD類、ビタミンH、パントテン酸、パンテチン、ピロロキノリンキノン等のビタミン類等；フェノキシエタノール等の抗菌剤などが好ましく例示できる。これらの成分の内、特に好ましいものは、肌の柔軟化に好適な、コラーゲンの弾性消失の原因である、炎症を抑える、有効成分、或いは、線維芽細胞のコラーゲンの産生能を高める作用を有する、有効成分等であり、具体的には、グリチルレチン酸誘導体、オトギリソウ抽出物、ローヤルゼリー抽出物、クジン抽出物、ソウハクヒ抽出物、セイヨウノコギリソウ抽出物、ツボクサ抽出物、イガイ抽出物、真珠抽出物、ダイズ抽出物、チョウジ抽出物、バクモンドウ抽出物、マルバハギ抽出物、コウキ抽出物、シラカバ抽出物、ローズマリー抽出物、セージ抽出物、ジンセン抽出物、セイヨウトチノキ抽出物、油溶性カンゾウ抽出物、ビタミンE並びにその誘導体、アルブチン、ビタミンC並びにその誘導体及びベニバナ抽出物から選択されるものである。グリチルレチン酸誘導体としては、グリチルレチン酸ステアリルなどのグリチルレチン酸のエステル、グリチルレチン酸の配糖体の塩である、グリチルリチン酸ジカリウムなどが好ましく例示でき、その含有量は0.03～0.3質量%が好ましい。これらはカンゾウの抽出物として含有させることも出来る。オトギリソウの抽出物はファレロールを少なくとも100μM含有する形で含有させることが好ましい。ローヤルゼリー抽出物は1)ローヤルゼリー中のタンパク質の非変性ポリアクリルアミドゲル電気泳動において単一バンドを形成する、2)還元条件下でのSDS-ポリアクリルアミドゲル電気泳動により測定される分子量が約57キロダルトンである、蛋白を(例えば、特許文献6を参照)、総蛋白に対して少なくとも9質量%含有するものを0.001～0.1質量%含有することが好ましい。クジン抽出物は、ソフォラフラバノンGを少なくとも100μM含有するものを少なくとも0.001質量%含有することが好ましい。セイヨウノコギリソウはセンタウレイジンを少なくとも100μM含有するものを0.01～1質量%含有することが好ましい。ダイズ抽出物としては、大豆蛋白を酵素加水分解したもの、ダイズイソフラボンが好ましく、かかる成分の好ましい含有量は、総量で0.01～0.2質量%である。イガイ抽出物は、イガイの貝柱乃至はヒモのグリコーゲンを抽出したものが好ましく、その含有量は0.001～0.2質量%が好ましい。チョウジ抽出物はオイゲノールを0.1～1質量%含有するものが好ましく、かかる抽出物を0.01～0.3質量%含有することが好ましい。バクモンドウはオフィオポゴナノンBを0.01～0.1質量%含有するものを0.01～0.2質量%含有することが好ましい。シラカバ抽出物は、ベツリン乃至はベツリン酸を200μM以上含有するものが好ましく、かかる抽出物を0.01～0.1質量%含有することが好ましい。セイヨウトチノキ抽出物は、果実の抽出物が好ましく、中でもエスシンを0.01～1質量%含有するものを0.01～1質量%含有することが好ましい。油溶性カンゾウは、グラブリジンを0.01～1質量%含有するものを0.01～0.1質量%含有することが好ましい。ベニバナ抽出物は、カーサミンを含有すれば良く、カーサミン含有量に換算して、0.01～0.2質量%含有することが好ましい。ローズマリーはロスマリン酸を0.001～0.1質量%含有するものが好ましい。ビタミンCは1～5質量%含有することが好ましく、アルブチン乃至はその塩は1～10質量%含有することが好ましい。更に、化粧料の使用後感を向上させ、肌の柔軟性の向上を使用者に認識させるためには、パルミチン酸セチルを0.1～1質量%含有させることが好ましい。